

## 令和6年度ダイオキシン類環境調査の中間報告（秋季）

### 調査地点及び調査結果

#### ● 大 気

調査地点名	所在地	濃度 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )			環境基準
		春季 (R6.5.21～ 5.28)	夏季 (R6.7.9～7.16)	秋季 (R6.10.8～ 10.15)	
さいたま市役所	浦和区常盤 6-4-4	0.0051	0.0074	0.0091	0.6 以下 (年平均 値)
農業者トレーニングセンター	緑区大崎 3156-1	—	0.0074	—	
八幡会館	見沼区膝子 623	—	0.0088	—	
穂積自治会館	西区宝来 343-1	—	0.0074	—	
平 均 値		0.0051	0.0078	0.0091	

まとめ…秋季調査における大気中のダイオキシン類濃度は0.0091pg-TEQ/m<sup>3</sup>でした。

環境基準は年平均値で評価するため、冬季の調査結果を含めて評価します。

#### (用語解説)

- ・ダイオキシン類 : ダイオキシン類対策特別措置法では次の3種をダイオキシン類とするとされています。
  - ① ポリ塩化ジベンゾフラン
  - ② ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン
  - ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル
- ・pg (ピコグラム) : 1ピコグラム=1兆分の1グラム
- ・TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類は種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性の強いダイオキシンとされる2,3,7,8-TCDDの毒性にその他のダイオキシン類の毒性を換算して評価します。